

## 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和4年3月28日規則第3号)

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月26日規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第9号）の規定により準用する千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について必要な事項は、千歳市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月26日規則第22号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。